

○今治市立学校運動場夜間照明施設条例施行規則

平成17年1月16日

教育委員会規則第67号

改正 平成18年9月29日教育委員会規則第16号

平成19年3月27日教育委員会規則第12号

平成20年3月31日教育委員会規則第7号

平成26年3月31日教育委員会規則第5号

平成27年3月31日教育委員会規則第19号

平成28年3月23日教育委員会規則第21号

平成30年1月12日教育委員会規則第1号

令和3年3月4日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市立学校運動場夜間照明施設条例（平成17年今治市条例第118号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間及び使用時間)

第2条 今治市立学校運動場夜間照明施設（以下「夜間照明施設」という。）の使用期間及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により、夜間照明施設を使用しようとする者は、教育委員会に使用許可申請書（別記様式第1号）を提出して、使用許可書（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、今治市公共施設予約システムに入力することによって施設の使用の申請をした者は、当該予約の確定の登録により、条例第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

3 条例第4条第1項の規定により許可を受けた内容を変更しようとする者は、必要な手続を行わなければならない。

第4条 削除

(使用料の減免の申請)

第5条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請時に使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、使用料減免決定通知書（別記様式第3号）を申請者

に交付する。

(使用料の還付の申請)

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の義務)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が施設を使用するときは、教育委員会又は学校教職員(以下「係員」という。)の指示に従うとともに、係員から許可書又は使用者であることを証するものの提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに備品等を所定の位置に返還しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 火気の取扱いに留意すること。
- (2) 投光器の点滅は所定の時間にすること。
- (3) 運動場の清潔整とんを保持すること。
- (4) 学校内の樹木等を折損しないこと。
- (5) 学校内の風紀を乱さないこと。
- (6) 学校内の器物は許可を受けないで所定の場所から持ち出さないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市立学校運動場夜間照明施設の使用に関する条例施行規則(平成15年今治市教育委員会規則第6号)、朝倉村総合グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和44年朝倉村規則第8号)、大西町立学校施設使用規則(昭和45年大西町教育委員会規則第2号)、菊間町公立学校管理規則(平成元年菊間町教育委員会規則第1号)、吉海町立小学校、中学校施設の開放に関する規則(昭和60年吉海町教育委員会規則第1号)、伯方町夜間体育照明施設使用規則(昭和46年伯方町教育委員会規則第2号)、伯

方町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年伯方町教育委員会規則第5号）又は大三島町社会体育施設の管理運営に関する規則（昭和52年大三島町規則第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。（読替規定）

3 条例第13条の2の規定により夜間照明施設の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。（様式の特例）

4 条例第13条の2の規定により夜間照明施設の管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

附 則（平成18年9月29日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表中今治市立宮窪小学校運動場夜間照明施設の項の次に今治市立伯方中学校運動場夜間照明施設の項を加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教育委員会規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日教育委員会規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月12日教育委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の今治市営体育館条例施行規則、第2条の規定による改正後の今治市営スポーツランド条例施行規則、第3条の規定による改正後の今治市営運動場条例施行規則、第4条の規定による改正後の今治市B&G海洋センター条例施行規則、第5条の規定による改正後の今治市宮窪石文化運動公園条例施行規則及び第6条の規定による改正後の今治市立学

校運動場夜間照明施設条例施行規則の規定は、平成30年3月1日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月4日教育委員会規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	使用期間	使用時間
鳥生小学校運動場夜間照明施設	4月から11月まで	19：00～21：30
清水小学校運動場夜間照明施設		
近見中学校運動場夜間照明施設		19：30～21：30
立花中学校運動場夜間照明施設		
桜井中学校運動場夜間照明施設		
南中学校運動場夜間照明施設		
西中学校運動場夜間照明施設		
九和小学校運動場夜間照明施設	12月29日から翌年1月3日までの日以外の日	19：00～22：00
大西中学校運動場夜間照明施設		19：30～22：00
吉海小学校運動場夜間照明施設		19：00～22：00
大三島中学校運動場夜間照明施設		19：30～22：00

別記様式第1号（第3条関係）

使 用 申 請 書

年 月 日

（宛先）今治市教育委員会

申請者 住 所
氏名又は名称

次のとおり、 の使用を申請します。

催物名						
使用施設						
使用内容						
使用日時						
料金区分						
使用設備						
使用料金						
	施設使用料		設備使用料		減 免 額	

別記様式第2号（第3条関係）

使 用 許 可 書

年 月 日

様

次のとおり、 の使用を許可します。

今治市教育委員会 印

催物名						
使用施設						
使用内容						
使用日時						
料金区分						
使用設備						
使用料金						
	施設使用料		設備使用料		減免額	

別記様式第3号（第5条関係）

使用料減免申請書			
			年 月 日
(宛先) 今治市長			
		申請者 住 所	
			氏名又は名称 印
今治市立学校運動場夜間照明施設条例第10条の規定により、使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。			
使用施設名	学校運動場夜間照明施設		
使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分～ 時 分
減額・免除を受けようとする理由			
減額・免除の額			

第 号

使用料減免決定通知書

減額 (円)

上記のことは を許可します。

免除

年 月 日

今治市長 印

別記様式第4号（第6条関係）

使用料還付申請書			
			年 月 日
（宛先）今治市長			
申請者		住 所	
氏名又は名称			印
今治市立学校運動場夜間照明施設条例第11条の規定により、使用料の還付を受けたいので、 次のとおり申請します。			
使用施設名	学校運動場夜間照明施設		
使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分～ 時 分
既納使用料	還付申請額		
還付の理由			
備 考			

（注） 交付を受けた使用許可書等を添付してください。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第6条関係）